

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会

報告書

～象牙の取引に係る現状と今後の取組み～

2016年（平成28年）9月

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会

目次

1. 背景	1
1-1 象牙取引の現状	3
(1) 世界の象牙取引の現状	3
(2) 日本国内の象牙取引の現状	5
(3) 国内外の取引状況を踏まえた評価	7
1-2 官民協議会の設置	9
(1) 設置の趣旨	9
(2) 参加機関	9
(3) 協議会の検討・実施事項	9
2. 象牙の国内取引の基本的な考え方	11
3. 官民による更なる取組み	12
(1) 国内取引管理	12
(2) 輸出入管理	14
(3) 情報発信	15
4. まとめ	17

1. 背景

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、人類の豊かな生活に欠かすことのできないものとして利用されてきた。我々は、野生動植物を絶滅の危機に陥れることなく、持続可能な範囲でその恩恵に浴す形で、将来にわたって引き継いでいかなければならないことは論を待たない。

1960年代後半より地球環境の悪化に対する国際的な関心が高まり、1972年、国連人間環境会議において、国際取引を規制することで野生動植物の保護を目指す条約の必要性が提案され、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下、「ワシントン条約」という）が1973年に採択された。我が国においては、同条約は1980年11月4日に効力が発生した。ワシントン条約の国内法による担保のため、1980年に外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という）において、ワシントン条約対象品目を輸出入規制の対象とすることとした。

更に、生息国の規制及びワシントン条約の履行を補完するものとして、ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種について、当該条約に違反して持ち込まれたものが日本の国内市場で合法的に流通することがないように、1993年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、「種の保存法」という）が制定され、国内での取引を規制する措置が講じられている。

象牙については、欧米や中国等を含む各国において、歴史的に、家具、楽器、銃器の装飾品や彫刻品として珍重され、我が国においても、古くは根付、印籠、櫛、箸等の日常的な生活用品や和楽器等、近代では印章、アクセサリ等に利用されてきた。

ワシントン条約において、アフリカゾウは、種全体の附属書Ⅱへの掲載以降、その商取引が許可制で認められていたが、1980年代の個体数の減少を受け、1989年に全ての個体群について国際的な商取引が禁止される附属書Ⅰに掲載されることが決定された。その後、一部の個体群が附属書Ⅱへの掲載に移行（ダウンリスト）されたものの、現在、アフリカゾウの象牙の国際的な商取引は原則禁止されている。

これに対し、我が国においては、外為法に基づく水際規制による輸出入管理に取組むとともに、国内取引については、種の保存法に基づき、象牙及び象牙製品を規制対象とし、更に近年の種の保存法の改正で違法な国内取引に対する罰則を引き上げるなどの管理の厳格化を図っている。

ワシントン条約及び各国の規制により、野生動植物の過度な利用を防ぐ努力が払われているにも拘わらず、近年、野生動植物の密猟や違法取引は増加・組

織化し、種の保全のみならず、社会の大きな脅威となっている。野生動植物に係る犯罪は許しがたいものであり、撲滅に向け世界が一丸となってあらゆる努力を払うべきである。アフリカゾウの密猟及び象牙の違法取引は、野生動植物に係る犯罪の代表的なものであり、世界的な関心も高く、各国・団体が撲滅に向けて「ゼロ・トレランス（いかなる違反も許さない）」を明言し、さまざまな策をとっている。日本においてもこの問題の解決へ積極的に関与することが期待されている。

また、近年、象牙を含む野生動植物の商取引において、電子商取引による取引形態も一般的となり、電子商取引における野生動植物の違法取引対策についてワシントン条約関連会合等でも取り上げられるなど、国際社会の関心も高まっている。

こうした状況の変化を踏まえ、象牙及び象牙製品の国内取引の現状認識と課題を共有し、適切な制度運用を推進するための取組みを検討することが必要である。そのために、関係省庁のみならず、関係民間企業、団体、有識者が連携し、官民をあげて幅広い関係者の知見を結集するための官民協議会を設置したところであり、日本の象牙取引が適切に行われるよう、本協議会としてその現状と関係機関の今後の取組みを本報告書に取りまとめることとした。

1-1 象牙取引の現状

(1) 世界の象牙取引の現状

アフリカゾウの生息状況、密猟及び違法取引の動向は、国や地域によって大きく異なり、更に持続可能な象牙取引の必要性に対する考えも様々である。

① 個体数及び絶滅のおそれの度合い

現在、アフリカゾウの多くはアフリカ東部及び南部に生息しており、特にアフリカ南部での個体数は安定し高水準を維持している¹。しかしながら、アフリカ中央部及びアフリカ西部の個体数は大幅に減少していることから、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリスト（2008年）において、アフリカゾウは種としてはVU（絶滅危惧Ⅱ類）と評価されている。

地域別の評価としては、アフリカ中央部の個体群はEN（絶滅危惧ⅠB類）と評価されているが、個体数が高水準となっているアフリカ南部では、絶滅のおそれが低いLC（軽度懸念種）と評価されている²。アフリカ東部及び西部の個体群は、VUとされている。

② 密猟の動向

ワシントン条約事務局のゾウ密猟監視システム（MIKE）の最新の報告³によると、アフリカ全体では、密猟レベルは2006年以降（2009年を除き）上昇傾向を続け、2011年に過去最高となった。その後、2013年まではいくらかの減少傾向が見られたが、以後、実質的に大きな変化はなく、依然として、個体数を回復させる水準にはほど遠いと評価されている⁴。

他方で、地域別の動向では、個体数が高水準で維持されているアフリカ南部において、継続的に密猟レベルを低水準に維持することに成功しており、またアフリカ東部においても2011年から4年連続で密猟レベルが低下している⁵。

③ 違法取引の動向

象牙の違法取引は、2006年までは1998年を多少上回る程度で推移してきたが、その後は増加傾向が続いてきた⁶。ワシントン条約事務局のゾウ取引情報システム（ETIS）の最新の報告によると、象牙の違法取引レベルは、2012年及び2013年に過去最高となり、2014年には減少に転じている⁷。これは、上記②の

¹ UNEP, CITES, IUCN and TRAFFIC (2013), 「消えゆくゾウたち アフリカゾウの危機」
http://www.traffic.org/publication/15_Elephants_in_the_Dust_J.pdf

² IUCN レッドリスト (<http://www.iucnredlist.org/details/12392/0>)

³ ワシントン条約第17回締約国会議文書 Doc. 57.5

⁴ 脚注3及びCITES事務局プレスリリース「Some positive signs but African elephants continue to face serious threats – CITES」
https://cites.org/eng/news/pr/some_positive_signs_african_elephants_continue_face_serious_threats_280716

⁵ 同上。

⁶ 脚注1と同じ。

⁷ ワシントン条約第17回締約国会議文書 Doc. 57.6

近年の密猟レベルの減少傾向とあわせ、ワシントン条約事務局から前向きな兆候も見られると評価されているが、アフリカゾウが引き続き脅威にさらされている状況に変わりはなく⁸、違法取引の減少傾向が継続・強化される必要がある。

日本は象牙消費国の一つであるが、最新の ETIS の報告において、これまで同様、密猟・違法取引された象牙の仕向地にはなっていないと分析・評価されている⁹。また、大量の象牙がアジアの中継国を經由して最終仕向地（主に中国とタイ）に流れていると指摘される中、日本は中継国としての懸念も示されておらず¹⁰、現在こうした違法取引のルートには組み込まれていないと考えられる。他方、最新の ETIS 報告では、中国において、日本からの輸出とされる大量の象牙及び象牙製品の密輸入を行った中国人が処罰された事例を引用しており、日本からの象牙及び象牙製品の密輸出が指摘されている¹¹。

④ 条約上認められた国際取引

ワシントン条約においてアフリカゾウの象牙の国際的な商取引（商業目的の輸出入）は 1990 年以降、原則禁止されている。

しかし、その後、過去に 2 度（1997 年及び 2007 年）、附属書Ⅱに掲載されているアフリカ南部の複数国の個体群に限って、象牙の取引が認められた¹²。日本はワシントン条約締約国会議で決められた条件¹³を満たしていると認められ、この 2 度の国際的な商取引において、これらの国からの象牙の輸入国となった。

この取引は、アフリカゾウの保全と持続可能な利用を目指すアフリカ南部諸国の強い意向を受けて実現したものであり、得られた収益は、アフリカゾウの保全並びにゾウの生息域又はその近隣の地域社会の保護及び発展等のために利用された¹⁴。これらの過去 2 度認められた国際商取引以外には、条約適用前取得等の例外を除き、商業目的の象牙の国際取引は行われていない。

⑤ COP17 に向けた提案

本年のワシントン条約第 17 回締約国会議（COP17）に向けたアフリカゾウについての附属書の改正提案では、附属書Ⅱの個体群を有するアフリカ南部の諸国のうち 2 か国（ナミビア及びジンバブエ）が附属書に付されている注釈の削除による象牙の国際取引再開を求めている一方で、附属書Ⅰの個体群を有するアフリカ諸国等 13 か国が、附属書Ⅱに掲載されているアフリカ南部の 4 か国の個体群を附属書ⅡからⅠに移すことにより、全てのアフリカゾウを附属書Ⅰ掲

⁸ 脚注 4 と同じ。

⁹ 脚注 1 及び脚注 7 と同じ。

¹⁰ 脚注 1 と同じ。

¹¹ 脚注 7 と同じ。

¹² 輸入が認められた象牙は、自然死個体や有害駆除された個体から得られたものであり、象牙目的でゾウを殺して得られたものではない。

¹³ ワシントン条約決議 10.10 (CoP16 で改正) ゾウ標本の取引 (<https://cites.org/eng/res/10/10-10R16.php>)

¹⁴ ワシントン条約常設会議資料 (<https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/58/E58-36-3.pdf>)

載種として象牙の国際取引を禁止し続けるべきだとしている¹⁵。

このように、ゾウの保全に成功している一部の国々は保全の資金源として象牙の取引再開を求める一方で、既に深刻なゾウの個体数減少に直面している国々は象牙の取引禁止を求めている状況にあり、生息国間でも意見が分かれている。COP17 では、アフリカゾウの保全を図るうえで実効性のあるルール作りを目指し、附属書改正提案や条約の施行に関する議題が議論される。

(2) 日本国内の象牙取引の現状

我が国において、全形を保持した象牙の国内取引は、他の附属書 I 掲載種と同様、種の保存法による規制の対象となっており、原則禁止となっている。ただし、環境大臣の登録を受けたものについては、例外的に譲渡し等が認められている。また、象牙製品については、事業者は環境大臣及び経済産業大臣に対して特定国際種事業の届出を行うことで、その譲渡し等を事業の一部として行うことができることとされており、種の保存法の下、管理が行われている。

① 市場規模

日本の象牙市場の規模は、1989 年の象牙の国際取引全面禁止等をきっかけに、現在まで縮小を続けていると考えられる。NGO の調査報告書によれば、象牙市場は、1989 年には 200 億円程度だったものが、現在では 20 億円程度と約十分の一に縮小¹⁶していると指摘されている。象牙を取り扱う事業者の連合団体（日本象牙美術工芸組合連合会）への加盟社数の推移を見ても 1989 年(76 社)と比較して 2014 年(37 社)は半減している。

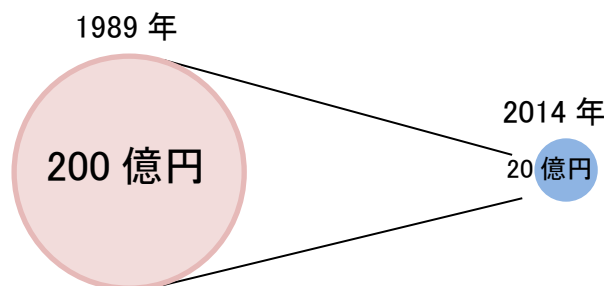


図 1：日本の象牙市場規模

② 象牙の過去の輸入量及び登録量

日本がワシントン条約の締約国となって以降、象牙の国際取引禁止までの期間（1981～1989 年）に、約 2,006 トンの全形保持象牙が輸入されている¹⁷。一方、全形を保持した象牙の登録制度が始まってから 2015 年末まで（1995 年～

¹⁵ 附属書改正提案 COP17 Prop.14～16

<https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/E-CoP17-Prop-14.pdf>

<https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-15.pdf>

<https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-16.pdf>

¹⁶ トラフィック (2016) 「Setting Suns : 日本における象牙および犀角の市場縮小の歴史」

http://www.trafficj.org/publication/16_Setting_Suns_Summary_JP.pdf

¹⁷ CITES Trade Database (<http://trade.cites.org/>) のデータを用いて算出したもの。

2015年)に登録された全形保持象牙の重量は、累積約305トン¹⁸と輸入量に比して小さい。この状況から、一定量の未登録の象牙が国内に存在していると考えられる(全形を保持した象牙を譲渡するためには予め登録が必要であるが、所持しているだけであれば登録は必要ではない)。

これらの国際取引が禁止される以前に日本に持ち込まれた象牙が順次登録されていく状況にあるため、輸入禁止から約30年が経過した現在でも象牙の登録が継続している。近年、象牙の登録量が増加しているが、日本国内に大量の象牙が違法に持ち込まれているという証拠がないこと(後述)から、前述の過去に合法に持ち込まれた象牙の登録が増加したものと考えられる。登録増加の背景としては、日本政府は登録制度の普及及び象牙所有者の高齢化に伴う資産処分や相続等が主要因ではないかと推察している¹⁹。

③ 違法取引の状況

○輸出入

日本では、水際取締りの実効性を確保するために、税関において、ワシントン条約の規制対象貨物等を輸入通関できる空港・港湾等の税関官署を限定し専門の担当者を配置するとともに、関係省庁との照会体制を整備する等、適正かつ迅速な通関手続を行うべく体制を整備している。

税関における近年の象牙及び象牙製品の差し止め件数は年間数件程度で推移しており、差し止め対象物品も小型の象牙製品が中心であるなど、近年大規模な象牙及び象牙製品の密輸入は確認されていない。

その一方、海外(中国)で押収された象牙の輸出元が日本であったとされる事例も報告されている²⁰。

○国内取引

警察では、象牙の違法取引を含む種の保存法違反について、関係省庁との情報交換やインターネット上の監視(サイバーパトロール)等により、端緒情報を収集し、検挙に努めている。近年の種の保存法に違反する象牙取引に係る検挙事件数は、表1のとおりである。この中には、サイバーパトロールを端緒にしたものもあり、また、2013年の種の保存法の改正により導入された広告の禁止²¹違反についても検挙している。

¹⁸ 過去2回、特別にアフリカゾウの象牙の輸入が認められたワンオフトレード分(約89トン)を含む。

¹⁹ 第66回ワシントン条約常設委員会提出文書「日本のアフリカゾウ保全及び象牙取引についての見解」(http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki/SC66_View_of_Japan_regarding_conservation_of_African_elephants_and_trade_in_ivory_JP.pdf)

²⁰ トラフィックウェブニュース (<http://www.trafficj.org/press/animal/n151012news.html>)

²¹ 種の保存法において、全形を保持した象牙を販売又は頒布の目的で広告することは禁止されており、実物を伴わない紙媒体やインターネットなどへの写真掲載も対象となる。ただし、登録を受けたものは、登録を受けていること及び登録記号番号を表示する場合に限り広告が認められる。(参考：政府広報 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201312/2.html#anc03>)

表 1：種の保存法に違反する象牙取引に係る検挙事件数

	総数 (事件数)	うち象牙に係る事件	
		うち象牙に係る事件	象牙に係る違反の内容
2013年	8	1	譲渡し等の禁止 1事件
2014年	17	1	譲渡し等の禁止 1事件
2015年	22	3	譲渡し等の禁止 1事件 陳列又は広告の禁止 2事件

※都道府県警察から警察庁に報告があったもの。

(3) 国内外の取引状況を踏まえた評価

上記のとおり、日本国内の象牙製品の市場規模は縮小傾向にあると推測され、また、日本がワシントン条約の締約国となって以降、国際取引が禁止されるまでの9年間だけでも、日本には2,000トンを超える象牙がワシントン条約の手続きを経て合法的に輸入されており、それらが象牙又は象牙製品として国内に存在する。これらの事実から、犯罪組織等が摘発のリスクを負い、輸送コストをかけてまで、国内に在庫を有する日本へ象牙を密輸入し、それらを過去に日本に合法的に輸入されたものとして国内での販売を試みるインセンティブは乏しいことが推察される。

また、上記のとおり、日本の税関での摘発件数及びETISの報告及び評価から、近年、日本へ象牙が大規模に密輸入されているとは考えにくく、日本での象牙の利用が近年のアフリカゾウの密猟増加に直接的に影響しているとは考えられない。

更に、前述のとおり、日本に象牙を密輸入するインセンティブは低いと考えられる中、犯罪組織等が敢えて象牙を日本に密輸入して、それらを第三国に密輸出しているとは考えにくい。しかしながら、昨年中国での大規模な密輸摘発を契機として、日本から中国に象牙が密輸出されているとの懸念が新たに示されている。日本においては、近年、大規模な密輸出は摘発されていないものの、過去に合法的に輸入された象牙が国内に多数存在する以上、それらが密輸出されるリスクは否定できない。このような懸念を踏まえ、輸出入管理を一層徹底する必要がある。

国内取引については、全形を保持した象牙の登録制度に加え、近年の電子商取引の一般化などの動きに合わせ、インターネットでの取引を含めた広告規制²²を導入している。また、警察によるサイバーパトロールの実施とそれらに基

²² 脚注 21 と同じ。

づく検挙、関係省庁による立入検査、種の保存法や外為法への抵触が疑われるインターネット取引のモニタリング等の実施とそれに基づく指導や普及啓発により、実効性の担保に努めている。

一方、国内に一定量の象牙が存在し続ける状況において、種の保存法や外為法違反の疑いのある取引等の撲滅に向けて、引き続き、取引方法の多様化などの状況の変化に合わせた適切な対応を不断に点検・検討し、徹底した管理に努める必要がある。

1-2 官民協議会の設置

(1) 設置の趣旨

上述のとおり、象牙等の希少野生動植物種の商取引が適切に行われるよう、関係省庁は法に基づく厳格な管理を行い、広く一般個人及び象牙取引に関わる民間の関係企業・団体に対する法制度の普及啓発にも努めてきたところである。また、民間の関係企業・団体においても、関係者や消費者に対する制度説明や注意喚起など、独自の取組みを行っている。

しかしながら、違法な象牙の取引を徹底的に排除するためには、関係省庁と民間機関がこれまで以上に連携を図り、より効果的な取組みを検討・実施することが望ましい。特に、近年、様々な物品が電子商取引市場で取引されることが一般的となり、本市場における象牙及び象牙製品の違法取引への対応も含めた包括的な対応が必要となっている。また、日本の象牙市場の状況や取引制度についての情報発信も重要であり、日本の象牙取引の現状及び課題を認識するとともに、これらを適切に国内外に伝えることも必要である。

このような状況を踏まえ、幅広い関係者の知見を結集し、象牙及び象牙製品の取引に関する適切な制度運用をこれまで以上に徹底するとともに、国内外への情報発信など、様々な視点から、更なる取組みを進めていくことを目的として、本年5月に「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」（以下「官民協議会」という。）が設置された。

(2) 参加機関

官民協議会は、政府機関、民間機関及び関係 NGO からなるものとし、政府機関及び民間機関の複数機関（以下※印）が共同事務局を担当している。

- 政府機関：環境省自然環境局野生生物課（※）、経済産業省製造産業局生活製品課（旧・紙業服飾品課）（※）、同省貿易経済協力局野生動植物貿易審査室、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、外務省国際協力局地球環境課、財務省関税局業務課
- 民間機関：違法情報等対応連絡会（電気通信事業者協会（TCA）、テレコムサービス協会（テレサ協）、日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）、日本ケーブルテレビ連盟（JCTA））、公益社団法人全日本印章業協会、全国印判用品商工連合会、株式会社ディー・エヌ・エー、日本象牙美術工芸組合連合会（※）、ヤフー株式会社（※）、楽天株式会社
- 野生生物取引監視 NGO：トラフィック
- 有識者：石井信夫 東京女子大学教授、金子与止男 岩手県立大学教授

(3) 協議会の検討・実施事項

官民協議会では、各主体の取組みの報告・点検・とりまとめを行い、国内の象牙取引を巡る状況を踏まえ、更に取組むべき課題を検討し、各主体の取組みに反映していく。また、それらの結果等の情報発信のあり方を検討するとともに

に、積極的に国内外への情報発信を行う。

2. 象牙の国内取引の基本的な考え方

違法な野生動植物の取引の撲滅が国際的な課題となる中、日本における象牙の取引についても、密猟及び違法取引によってもたらされた象牙の流通が徹底的に排除された中で、ゾウの生息に負の影響を与えず、その保全や生息国の地域社会の発展に貢献する形で行われることが大前提である。こうした認識の下、象牙の取引を行う上での基本的な考え方を以下に示す

○希少な野生動植物を利用する責務の認識

象牙を含む希少野生動植物から得られる生物資源を利用する者は、野生動植物が生態系の重要な構成要素であるだけでなく、人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることを理解するとともに、希少な野生動植物を保全することの重要性を自覚し、それらの希少野生動植物の取り扱いが適切に行われるよう努めることが必要である。

○持続可能な利用による保全への貢献

ワシントン条約の決議²³に述べられ、また 2016 年の G7 環境大臣会合でも再認識されているとおり、野生動植物種の商取引が、その種の存続に対して負の影響を及ぼさない程度に行われる場合には、その種及び生態系の保護又は現地住民の発展に利益をもたらす可能性がある。象牙取引においても、ゾウの存続に影響を与えない条件及び厳格な管理体制の下での国際的な商取引による利益は、ゾウの保全及びゾウと共存する地域の地域社会の発展のための財源となりそれらに貢献しうるものである。

○制度・執行・遵守のあらゆる面での努力

ゾウの保全と象牙の持続可能な利用を両立させるためには、保全に資するものではないような象牙の取引を排除しなければならない。このためには、密猟や違法取引を助長させないような厳格な管理体制を原産国、中継国及び消費国において構築することが必要である。象牙の主要な消費国の一つである日本においては、厳格な象牙及び象牙製品の取引制度の制定・執行及び企業等による法遵守の徹底などに取組んでいるが、あらゆる面での違法取引撲滅のため、一層努力が必要である。

○科学的・客観的な事実に基づく機動的かつ柔軟な対応

新たな制度の導入や取組みの検討の必要性が生じる場合には、最新の科学的・客観的な事実の収集に努め、それらに基づき既存の制度等の効果を検証し、機動的かつ柔軟に改善を図り、最大限の実効性を確保することが必要である。

²³ ワシントン条約決議 8.3 「Recognition of the benefits of trade in wildlife (野生動植物の取引の利益の認識)」 (<https://cites.org/eng/res/08/08-03R13.php>)

3. 官民による更なる取組み

関係省庁及び関係機関は、従来から、象牙及び象牙製品の適正な取引を確保するため、関係法令に基づき厳格に取引管理を行うとともに、関係業界・関係企業等に対する啓発を行っているところであるが、国内市場及び輸出入における象牙及び象牙製品の取引の適正化を一層推進するために、官民協議会での議論等を通じてそれぞれの知見を結集し、各機関が官民あげて連携して、以下のとおり、更なる取組みに積極的に努める。

(1) 国内取引管理

○特定国際種事業者の違法行為に対する厳正な対処（立入検査の強化、行政処分の実施・公表等）

・取組内容：

環境省及び経済産業省は、従来から、種の保存法に定める象牙製品に係る特定国際種事業者（製造・卸売・小売）に対し、種の保存法の遵守の徹底を目的として立入検査を実施している。

特定国際種事業者による象牙製品に係る取引について、一層の法令順守を確保するため、立入検査を強化することとし、特定国際種事業者の事業状況等を適切に踏まえて検査先を選定した上で、より多くの特定国際種事業者に対し、従来以上に効果的・効率的な立入検査に努める。

また、特定国際種事業者が、正当な理由なく上記2省による報告徴収命令に応じない場合、指導・警告等に加え、必要に応じて、立入検査を行う。

立入検査の結果、特定国際種事業者において法令違反が判明した場合、必要に応じて、行政処分（指示、業務停止）の実施・公表を行うなど、厳正に対処する。

これらにより、特定国際種事業者による種の保存法の遵守の徹底及び違法な特定国際種事業者の排除等を図る。

・主たる実施機関：環境省、経済産業省

○古物業界に対する象牙及び象牙製品の法制度の周知

・取組内容：

従来から、環境省及び経済産業省は、種の保存法に基づく象牙及び象牙製品の国内取引制度の周知を目的として、広く一般の人々を対象に、ポスター掲示、リーフレット配布、パネル展示、公開セミナー等を実施してきたところである。

また、特定国際種事業者に対しては、報告徴収の際に制度を周知するための配布物を送付する等、制度の周知に努めてきた。

その他に、古物業者においても、象牙及び象牙製品が取り扱われていることがあり、改めて種の保存法について周知する必要があると考えられることから、警察庁を通じて、古物業の業界団体に種の保存法に基づく登録・届出等の必要性を通知することとする。

これにより、古物業の事業者に対し、種の保存法の周知を徹底し、象牙の登

録及び特定国際種事業者の届出を促進するとともに、無登録象牙等の売買を防止する。

・主たる実施機関：環境省、経済産業省

○象牙製品製造者団体による講習会

・取組内容：

象牙製品の製造者によって構成される日本象牙美術工芸組合連合会においては、従来から、種の保存法に基づく象牙及び象牙製品の取引制度について、加盟組合員に対する周知徹底に努めており、直近でも、経済産業省からの要請を踏まえ、加盟組合員に対して、改めて制度の周知及び法令遵守の徹底について注意喚起を行ったところである。

更に加盟組合員等の法令遵守に対する意識を高め、より一層の制度の周知徹底を図るとともに、象牙を取り巻く国際状況に関する近年の国際的な議論についての認識を深めつつ、象牙及び象牙製品の取引の一層の適正を確保するため、日本象牙美術工芸組合連合会において、加盟組合員等に対し、環境省、経済産業省や民間団体等を講師として、講習会を開催する。

・主たる実施機関：日本象牙美術工芸組合連合会

○象牙製品に係る標章の一層の普及

・取組内容：

象牙製品の製造者は、種の保存法で定める認定機関（一般財団法人自然環境研究センター）に申請を行い、要件を満たすことが認められた場合には、適正に入手された象牙から製造された製品であるという認定を受け、その旨を示す標章の交付を受けることができる。標章の添付により、事業者は製品の合法性を消費者等に示すことができ、消費者等は適正品を選択的に購入することが可能になる。この認定制度は、違法に入手された象牙に基づく製品の流通を抑止する効果が期待される。

この制度は既に象牙製品の製造者に普及していると考えられるものの、環境省及び経済産業省は、関係団体等とも連携しつつ、本標章制度の一層の普及に努めるとともに、消費者による適切な理解の促進にも努める。

・主たる実施機関：環境省、経済産業省

○電子商取引市場における取引適正化の推進

・取組内容：

プラットフォーム提供事業を行う各社において以下の取組みが進められている。これらは、法令上必ずしもプラットフォーム提供事業者が直接的に対応を求められているわけではないものの、違法取引や種の保存を脅かす取引の排除のため、自主的に行うものである。各社によって実施時期は異なるものの、既に多くの取組みが実施済みであり、未実施の取組みについても全ての事業者において今後実施予定である。

①違法出品の排除

プラットフォーム提供事業者においては、自主的なパトロールや関係省庁・NGO等からの情報提供によって、登録票の無い出品や届出の無い事業者による出品を発見した場合には、迅速に削除等の措置を講じている。違法性の判断に迷う場合には、ワシントン条約や種の保存法等を担当する環境省又は経済産業省に迅速に照会を行い、その回答を踏まえて対応を進めている。

悪質な出品者に対しては、削除措置だけでなく、出店停止等の措置によって厳正に対処するとともに、捜査機関からの照会に対して迅速に回答することを通じて、取締りに協力している。

②売り手と買い手に対する情報提供

プラットフォームを利用する売り手と買い手に対して、種の保存法等の象牙及び象牙製品の取引に関連する制度や取引に当たって必要となる手続きについて各社のウェブサイトや出店者のページ上で情報提供している。

③海外発送を謳う出品の禁止

海外発送を謳う象牙及び象牙製品の出品について、各社のモニタリングや関係省庁・NGO等からの情報提供によって発見した場合には、違法な輸出入に繋がるおそれがある取引として予防的に削除等の措置を講じている。

また、関係省庁においても、ネットオークション等の電子商取引市場における出品状況を定期的にモニタリングし、違法性の疑われる出品者に対する指導やプラットフォーム提供事業者各社との連携による違法な出品の速やかな削除に努め、対応を強化しているところである。効果的・効率的なモニタリング態勢を確保しつつ、引き続き、違法な出品の排除のための監視を継続し、警察とも連携して違法事案の摘発を強化する。

- ・主たる実施機関：プラットフォーム提供事業者（株式会社ディー・エヌ・エー、ヤフー株式会社、楽天株式会社）、環境省、経済産業省

（２）輸出入管理

○関係事業者及び一般旅行者等に対する周知徹底

- ・取組内容：

日本では、ワシントン条約に基づき、外為法により象牙の商業目的の輸出入を原則禁止しており、関係省庁が連携の上、水際対策を含め輸出入管理を厳格に実施する体制を整備している。

特に輸出については、国内における貨物等の物流構造も踏まえ、貨物や郵便物を取り扱う通関業者、物流業者、日本郵便株式会社等の関係事業者に対し、象牙の輸出が原則として禁止されていることについての広報強化等を通じた輸

出者等への周知徹底を行うよう要請する。

また、象牙及び象牙製品に関する密輸情報について幅広く収集するために密輸情報ダイヤル(0120-461-961)の普及に努めるとともに、通関業者等に対し、密輸情報の提供を要請する。

更に、空港等におけるポスター掲示及びホームページの整備(日本語、英語、中国語)により、一般旅行者に対して、象牙の輸出規制に関する周知を図る。

こうした取組みを通じて、ワシントン条約について関係事業者、一般旅行者への理解を深めるとともに、本条約に基づく適切な輸出入承認手続きを促す。

- ・主たる実施機関：経済産業省、財務省

○中国の税関当局等の他国の輸出入管理当局との情報共有の促進及び情報に基づく水際取締りの強化

- ・取組内容：

最新のETIS報告では、中国において日本からの輸出とされる象牙を含む密輸入の摘発が公表されていることから、中国の税関当局及び輸出入管理当局と情報共有を促進し、情報に基づく水際取締りを強化する。

- ・主たる実施機関：経済産業省、財務省

(3) 情報発信

○日本政府の象牙及び象牙製品の取引に対する考え方、取引制度及び取引の現状のウェブサイトでの発信強化

- ・取組内容：

関係省庁は、これまで、日本政府の象牙及び象牙製品の取引に対する考え方、国内取引制度及び国内取引の現状等に関する理解の普及に向けて、ワシントン条約事務局への報告、同条約下の会議での発言、ウェブサイトでの情報発信、報道機関への説明など、様々な場面で、その説明に努めてきたところであるが、更にその発信を強化しているところである。

既に昨年度から日本語及び英語での関係情報の発信を強化しており、「日本のアフリカゾウ保全及び象牙取引についての見解」、「象牙取引制度」及び「象牙取引に関するよくある質問(FAQ)」を日本語及び英語でホームページに公開した。

今後、対象者に応じて中国語等の他言語での資料公開についても検討するとともに、官民協議会の参加機関との意見交換を通じて、一般消費者向けのわかりやすいコンテンツの整備に努める。また、内容に応じて、官民協議会参加機関等の関連団体に、これらのコンテンツのリンクの掲載を依頼し、象牙取引についての日本政府の見解、制度及び取引の現状等の一層の発信に努める。

- ・主たる実施機関：環境省、経済産業省、外務省

今後も上記に掲げた対策を実施するだけでなく、引き続き、象牙取引に関わる課題解決に向けて、検討を継続する。例えば、参加NGOからは、今後検討を

望むものとして、象牙製品認定制度の効果検証やトレーサビリティ確保など制度面の見直し、他セクターや他国関係機関との連携強化など執行面の強化、国際的な協力等も含めた検討などが提案²⁴されている。協議会では、今後もこれらの参加機関の意見や、国内外から寄せられる情報や指摘を踏まえ、真摯に検討し、必要な措置をとる。

²⁴ トラフィックウェブサイト (http://www.trafficj.org/ivory2016_council.pdf)

4. まとめ

我が国は象牙の一消費国として、希少な野生動物であるアフリカゾウの保全に貢献し、また生息国の支援となるような持続可能な利用を実現するため、種の保存法による取組みを基本とし、関係省庁及び民間機関が連携し、違法取引の撲滅に努めている。そのような中、今般の官民協議会の設置は、官民の関係者が一堂に会し議論することで我が国の象牙の国内取引の適切な制度運用をより徹底して実施するための、これまでにない画期的な取組みである。本報告書でとりまとめた官民の更なる取組みを、各実施機関が責任を持って実行し、その実施状況を点検し、その結果を協議会の内外にしっかりと公表するとともに、その先の取組みの検討に反映していくことが重要である。このようなプロセスより、幅広い関係者の知見を結集し、密猟象牙の入り込む余地がなく、違法取引を排除する適正な制度運用を徹底するとともに、内外への積極的な情報発信等、様々な視点から、官民あげて取組みを進めていく。